

平成 28 年 2 月  
地方競馬全国協議会

## 地方競馬での競技外検査の導入について

アナボリックステロイド(AS)はこれまでも禁止薬物として競馬から排除されてきました。AS は筋肉量の増加を促進することにより競走能力を上昇させ、その効果は仮に AS の効力が無くなつたとしても、トレーニングを実施している限り持続するため、公正確保の上でも問題となつています。さらに繁殖能力に対する著しい悪影響を有することから、競走馬の生産への悪影響が懸念されています。

AS をより厳しく取り締まるために、平成 26 年にパリ協約（6E 条）が改正され、「AS は競走馬にとって生涯の禁止薬物である」と定義されました。

こうした状況を受けて、JRA では平成 26 年 4 月からトレセン施設への初入厩馬を対象に競技外検査を導入し、また、国内のトレーニングセール上場馬へ AS 検査が義務付けされるなど、日本の競馬サークルをあげて AS 排除へ向け取り組みを強化しています。

そこで、地方競馬でもパリ協約に準拠するため、地方競馬主催者合意のもと、平成 28 年度から導入することを決定しました。

競技外検査で陽性となった馬は、検体採取日から 6 カ月間、競走に出走することができません。ただし、自主検査により、陰性が確認されたときは、この限りではありません。

競技外検査につきまして、ご理解とご協力を願いします。